

都市計画原案に対する意見書の要旨及び区の回答

都市計画の種類及び名称

東京都市計画第一種市街地再開発事業 宮益坂地区第一種市街地再開発事業

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画原案の縦覧・意見書の提出	令和4年9月13日から 令和4年10月4日まで 渋谷区役所 都市整備部都市計画課	7通(8名)

【意見書の要旨と区の回答】

宮益坂地区第一種市街地再開発事業

No.	意見書の要旨	区の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 宮益坂地区A街区の高層建築物の建築につきましては、その規模からして建築中・建築後のいずれにおいても、居住者等、A街区及びその周辺地区の住民の生活環境上の利益に悪影響を及ぼすことが懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承ります。宮益坂地区の建築による生活環境上の影響については、再開発準備組合と検討してまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境の大幅な変更がないこと。(防犯への配慮、敷地に侵入してのゴミのポイ捨てや喫煙の防止を図ること) (同様意見1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、具体的に施設計画の詳細を詰めていく段階で周辺への配慮を再開発準備組合と検討してまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に際しての騒音・振動・粉塵・落下物・工事の時間帯等に配慮すること。また、工事車両の安全対策にも配慮すること。 工事着工前と着工後に周辺地区所在のマンションの地盤・建築調査を行うこと(振動等による周辺地区所在のマンションへの影響調査) (同様意見2件) 	<ul style="list-style-type: none"> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)などの法令を遵守して施工を行うよう、再開発準備組合にお伝えします。
4	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄改札、出口からのアプローチの利便性を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画に地区施設の整備の方針として「多層にわたるデッキや建築物内の貫通路等を歩行者専用通路として整備する」にあるように、利便性の向上を図るよう、検討しております。
5	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者通行の利便性、交通の安全を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全性・利便性に考慮しながら、交通管理者協議の上、計画が進められており、引き続き安全確保するよう再開発準備組合にお伝えします。
6	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物敷地への侵入の防止を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の防犯について注意喚起を行うよう再開発準備組合にお伝えします。

7	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の電波障害対策を講じること。 (同様意見 1 件) 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発建物が起因して電波障害が発生した場合には、適切な対策を講ずるよう、再開発準備組合にお伝えします。
8	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物側から周辺住民居住域への視線等についてプライバシーに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺へのプライバシーについて配慮した計画となるよう再開発準備組合にお伝えします。
9	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物側のゴミ及びゴミ置き場についての配置と臭気に配慮すること等、衛生・臭気に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ対策等に配慮した計画とするよう、再開発準備組合にお伝えします。
10	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物利用者（外国人宿泊客を含む）による近隣トラブルの可能性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣トラブルに配慮した運営とするよう、再開発準備組合にお伝えします。
11	<ul style="list-style-type: none"> 工事完了後においても、高層建築物側に原因のある騒音・落下物等について配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・落下物について周囲へ影響を及ぼさぬよう配慮した計画を行うよう、再開発準備組合にお伝えします。
12	<ul style="list-style-type: none"> 周辺居住者への周知状況を見ましても、今回の高層建築物の建築計画自体を知らされてもない居住者が多く、十分な説明と周知、当該住民の意見の反映のために必要な措置がなされているとはいえませんので、住民の意見の反映のために必要な措置の履行をお願い致します。 また、宮益坂地区市街地再開発準備組合の資料によれば、今回の開発計画について、都市計画決定後、工事着工の直前に、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（以下「東京都条例」といいます。）に基づく説明会」が予定されているものの、先日 9 月 21 日（水）の渋谷区役所での意見交換会の貴区まちづくり推進部のご説明によれば、この東京都条例に基づく説明会が行われた際に近隣関係住民から、A 街区の工事に関する申出・意見・要望があっても、それに対応することは困難とのことでした。これでは、形ばかりの説明会になってしまい、東京都条例第 6 条及び東京都条例規則第 9 条において求められている説明会とはいえ、東京都条例の趣旨は全く活かされません。 今回再開発事業では、建築主は確定しており、東京都条例規則第 6 条の規定に基づく建築主による図面等による近隣関係住民の疑問に答えるような説明会の開催は既に可能な状態になっており、直ちに説明会の開催等の措置が必要と存じます。 今回の宮益坂地区 A 街区の高層建築物の建築は、その規模からしても建築中・建築後のいずれにおいても、A 街区隣接区域の住民の生活環境上の利益に大きな影響があるものでありながら、周辺住民への十分な説明と周知、意見の十分な反映（及びその反映の機会の十分な確保）がされておらず、都市計画法、渋谷区まちづくり条例及び東京都条例上の必要な手続きがとられないまま進められてしまっており、法律上・行政上認められるご裁量を逸脱してしまっているものと存じます。住民の要望・申出に真摯に対応できるような体制のご整備、住民の意見反映の機会の十分な確保をお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> 本開発計画については、再開発準備組合による近隣説明会を開催し、説明していると聞いています。また、渋谷区まちづくり条例第 37 条第 2 項に基づく素案意見交換会を令和 4 年 7 月 21 日から 8 月 2 日まで開催の上、都市計画法 16 条第 1 項、渋谷区まちづくり条例第 37 条第 3 項に基づく原案意見交換会を令和 4 年 9 月 13 日から 10 月 4 日まで開催しております。周知の手続きとしましても、開催案内の配布や区ホームページへの掲載をしておりますが、より丁寧なご案内となるよう検討していきます。今後も、国家戦略特別区域法第 21 条第 3 項に基づき、案の縦覧を行い、意見を募集します。また、都市計画法東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会が開催されると聞いております。

13	<ul style="list-style-type: none"> 180mの高層複合ビルの建設を前提とする宮益坂地区開発計画に対して断固反対です。また、4年掛けての工事も断固反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷駅東口地区を含む渋谷駅周辺は、東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で、高度な都市機能の集積を図り、東京の魅力を高める都市機能の集積を促進する「中核的な拠点」と、「渋谷区まちづくりマスタープラン」では、住機能との調和に配慮しつつ、市街地の特性に応じて土地の高度利用を推進し、商業・業務・文化機能等の集積を図る「商業・業務中心地区」と位置付けられています。さらに、渋谷駅東口地区地区計画では、土地利用の方針として「商業・業務機能、文化・交流機能、産業支援機能及び情報発信機能等の多様な機能の集積」や「連続したにぎわいのある魅力的な空間の創出」等が示されています。渋谷区としては、再開発準備組合から提案された内容は、都や区の上位計画、地区計画の方針等を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用が図られているものと認め、都市計画手続きを進めています。 ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
14	<ul style="list-style-type: none"> 誰の為の公共政策（住民ではなく、業者）か。住民ではありません。 宮益坂地区に住んでいる住民のためにはないことがはっきりしている。 現実離れの再開発計画（誰も住んでいない駅周辺と宮益坂地区の抜本的な違いは無視されている）である。 現状の違い、並びに区民・住民をちゃんと配慮・考慮した計画であれば、高層複合ビルを建設するのではなく、住民の暮らしに寄り添った公共性のある建物の建設を計画するはず。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の土地利用の方針として「落ち着きある商業・業務機能と多様な都市活動を支える居住機能が調和した土地利用を目指します」としています。
15	<ul style="list-style-type: none"> 民衆主義を反する再開発計画の作成・決定プロセスではないか。策定プロセスにおいて、都市計画の初期の段階から、確定するまでに、完全に（一番影響を受ける）住民を参加者として取り入れる場合とは全く違います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町会や商店会の方も参加している、渋谷・東地区まちづくり協議会からの提案をもとに、区が都市計画の素案、原案を策定しております。
16	<ul style="list-style-type: none"> 再開発準備組合は再開発計画の柱であるにも拘わらず、住民は参加していない。近隣の管理組合の代表を参加させるべき。また、準備組合の話し合いの内容を公表すべき。 再開発準備組合は都市計画の中身に対して大変な影響力を持つ集まりであるにも関わらず、住民はおよびではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発準備組合は開発区域内の土地建物に関する所有権等を有する方で構成される団体です。話し合いの内容については公表しておりませんが、ご意見として再開発準備組合にお伝えします。
17	<ul style="list-style-type: none"> 今回の意見書招集は区の本気度に関するテストとなる。今までの作成・決定プロセスと違って、住民の声・意見を本格的に公共政策の一環として取り入れていくかどうか（マイナーなところではなく、計画のコアの部分において。） 	<ul style="list-style-type: none"> 渋谷区まちづくり条例第37条第3項、都市計画法16条第1項に基づき、区民及び利害関係人からのご意見をいただき、都市計画案を作成いたします。 ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
18	<ul style="list-style-type: none"> 区道 919 号線は、とても静かで、タクシーとお年寄りの送迎する車などがメインです。安全対策や騒音などの問題程度の次元ではなく、抜本的な対策が必要である。宮益坂に駐車場の出入口を設けるしかありません。（同様意見 1 件） 	<ul style="list-style-type: none"> 宮益坂は大山街道として歩行者中心の賑わいのある道路空間整備を進めていくため駐車場の出入口を設けておりません。本計画では、宮益坂から立体道路を経由して駐車場の出入口が設けられているため、安全対策は再開発準備組合と検討してまいります。

19	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、再開発事業の区域内の土地所有者であり、同土地において、長年に亘り事業を営んでおります。今回の再開発事業は、当社及びその従業員にとって重大な影響のある内容であることから、宮益坂地区市街地再開準備組合との間で、これまで継続的な協議及び当社の事業への考慮をお願いして参りました。当社としては、今回の再開発事業に関して、当社を含めて十分に地域住民の意見を聴取していただき、かつ、区域内の権利者の同意確認の手続きにつきまして、法令を遵守して適正に実施していただくよう、強く要望いたします。 今回の都市計画提案の提出の際しても、当社は再開準備組合に対し、計画案提出前に必ず当社に連絡してほしい旨申し入れておりましたが、実際には、当社に対する連絡や意思確認がないまま、手続きが進められたものであり、この点について、再開準備組合の進め方は十分であったとは言い難いものと思料しております。 本事業の推進に当たっては、今後、法律で定められた手続きを確実に遵守していただくとともに、当社も含めた地域の全ての当事者からの意見聴取・合意形成を遺漏なく進めさせていただきたく、要望いたします。 当社を含め、再開発事業に懸念事項を抱える地域住民の意見が反映されないまま、再開計画が進んでしまわないよう、お願いする次第です。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守するとともに、ご要望について再開準備組合にお伝えします。
20	<ul style="list-style-type: none"> 反対します。理由として日照時間の低下、プライバシーの侵害、工事期間中の長期にわたる騒音（睡眠の妨げ、人の出入り、仕事の妨げ）、資産価値の低下は下がらないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開準備組合にお伝えします。
21	<ul style="list-style-type: none"> 今回の件について区から一方的な案内、意見交換といっても短い期間、平日の昼間の参加は無理である。周辺住民の全員の同意を得てから話を進めるべきである。10/4まででは短すぎるので延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネット配信による意見交換会とし、音声付き説明動画をご覧いただいた上で、ご意見を求める方法としております。一方で、環境によっては、動画を見ることができない方もいらっしゃるため、会場で動画を見ていただく場を設けさせていただいております。また、期間につきましては、渋谷区まちづくり条例第37条第4項に基づき、21日間としております。

22	<ul style="list-style-type: none"> 宮益坂地区は、商業地区・業務地区が拡大する一方、近隣を含め生活の基盤となる居住地区としても発展し、今では多くの住民が住んでいます。 再開発は地域の発展と活性化の向上に資するものと理解はしますが、居住地区として発展した環境変化（宮益坂地区は住宅街に変身したという現状）及び当地区に住まう住民を無視した計画には反対であり、多くの住民からも驚きとともに批判、反対の声が出されています。また、日照問題等、近隣建物の資産価値に大きな影響を与えかねず、再開発により地域の発展と活性が図れたとしても、近隣建物の価値が低下となれば再開発は全く意味を成しません。 高層複合ビルを建設するよりも、住民の暮らしに寄り添った公共性のある建物の建設や明治通りから上がってくる坂道はとてもきつく、お年寄り、車椅子の方、ベビーカーを使っている親にとっては、大変な負担であることから、その改善策を図る等の計画をすべきと考えます。 6月14日付けで「宮益坂地区開発計画の概要に関する説明について」の書面を受取りましたが、動画公開や説明実施期間、また、意見を提出できる期間は短く、半ば強引な開発計画の進め方に不信が募っております。 当該開発工事には断固反対です。まずは近隣住民を対象とした区及び都の担当部署の責任者による説明会の開催を強く求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承ります。 坂道のご意見につきましては、誰もがめぐり歩いて楽しい回遊性のあるまちを実現するため、歩行者中心のネットワークの整備を行いつつ、高低差解消を図る計画となっております。具体的には、特別区道第920号路線の通行機能を維持することや、地下鉄渋谷駅から特別区道第919号路線の側の高低差を解消するEVの設置を行います。
23	<ul style="list-style-type: none"> 180mの高層ではなく、現状のビルと同等の高さであれば許容する。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
24	<ul style="list-style-type: none"> 現状の日照時間、範囲を確保すること。（事前に日照シミュレーションを住民に提示すること。）なお、日照時間減少により、住戸内照明の点灯時間や冷暖暖房の稼働時間も増える懸念があることから、電気代等の費用補償も考慮すること。 （同様意見1件） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画建築物は、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に基づく計画となっております。 ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
25	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感を軽減するよう可能な限り距離を確保すること、また、特別区道第919号路線を拡幅すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発事業として道路境界線より2mの壁面後退を行うなど、開発計画において考慮していくと聞いております。また、特別区道第919号路線についても現状の6mから8mに拡幅を予定しております。
26	<ul style="list-style-type: none"> 強風対策（ビル風）対策をすること。 区画道路4号も歩行者及び当マンションの南側住民のベランダでの安全性を考慮し、ビル風の低減に配慮したビル構造及び表面形状とすること。設計時に、流体解析シミュレーションによりビル風を予測し、予測されるビル風強度及びシミュレーションに用いた方式を住民に提示すること。また、万一、予測に反し建設後にビル風により危険が生じ、マンション出入口の自動ドアの運用や各住戸にベランダの利用に支障が出た場合には、適切な補償をすること。（例えば、渋谷スクランブルスクエア南側の空中歩道への出入口は、強風により、傘を利用する降雨時は特に危険が生じるような設計となっている。） （同様意見1件） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別地区の都市計画提案にあたり、再開発準備組合が事前に地区周辺の歩道等の風環境の予測・評価を行っています。 宮益坂地区の北側に位置する区画道路4号やその周辺における開発後の風環境は、住宅地相当又は低中層市街地相当となっており、現在の土地利用の状況に応じた風環境であることを確認しています。 いただいたご意見については、再開発準備組合に伝えており、今後、計画建物の詳細な設計を行う中で、より良い風環境の確保に向けた防風対策の検討を進めるとともに、工事前に説明会を開催し、検討結果について近隣の方に周知すると聞いております。

27	<ul style="list-style-type: none"> ビルの北側窓の配置は、マンション住民のプライバシー保護及び防犯の観点から、窓を配置しないよう配慮すること。窓を設置する場合には、必ず曇りガラスとすること。 また、夜間 20 時以降のオフィスフロア及び商業フロア等での消灯もしくは遮光すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺へのプライバシーについて配慮した計画となるよう再開発準備組合にお伝えします。
28	<ul style="list-style-type: none"> ビルの北側の外観デザインが貧相にならないようにすること。当マンション南側住民の住居は当該ビルの建設により、日照及び眺望が失われる。これに加え、景観が貧相になることを避けるよう配慮すること。特に、近年の渋谷での大型商業ビルでは、メインストリートに面していない側のデザインにコストをかけず、貧相になる傾向が見受けられる（ヒカリエの東面、渋谷キャストの東南東面など）。これは住民住戸からの景観のみならず、北側の地区の街の景観も大きく損なう結果となるため、街全体の発展のため、しっかりとコストをかけていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画では、建築物等の整備の方針として、渋谷駅前にふさわしい風格、にぎわいと落ち着きを兼ね備えたまち並みと魅力ある都市空間の形成を図ることとしており、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限として、建築物の外壁、屋根等の色彩は都市景観に十分配慮することなどを定めています。 宮益坂地区の開発では、この方針等を踏まえ、渋谷駅周辺の多様性のある都市景観に配慮することを掲げており、具体的には、宮益坂・明治通りから周辺市街地へとにぎわいを連続させる、通りの個性を生かした多様な沿道空間を形成することとしています。 地区北側に面する特別区道第 919 号路線沿いにおいては、神社と一体となった緑と立体的な緑により、落ち着いた雰囲気沿道空間を整備する計画となっております。引き続き、東京都及び渋谷区において、景観条例に基づく事前協議等を通じて、良好な景観の形成に取り組んでいきます。
29	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施にあたって、市街地再開発事業の施行地区内のネズミが、施行地区の周辺に分散することのないよう、周辺住民の健康に悪影響が及ばないような方法で、ネズミの駆除を行うこと。 <p>〈理由〉</p> <p>駅周辺で再開発工事が着工された当時、居場所を追われて周辺地区に逃亡したと考えられ、その後猫に襲われて死亡したと思われるネズミの死骸が、区道 919 号線等で散見されました。</p> <p>最近、市街地再開発事業を進めている「渋谷二丁目西地区」のビルでも、ビルの解体前にネズミの駆除が行われていたようです。</p> <p>今回計画されている宮益坂地区市街地再開発の「A 街区」は、近隣ですので、宮益坂地区市街地再開発事業で事業施工地区内のネズミの駆除を行わなければ、多数のネズミが近隣建物及びその周辺にも侵入することが想定されます。</p> <p>(同様意見 2 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
30	<ul style="list-style-type: none"> 宮益坂周辺一帯の路上荷捌きを車両がここに誘導されることでかなり多数の大型配送車が集まること予測されるため、十分な広さの荷捌き施設とすることともに、車両の誘導整理を行う人員や荷捌き施設内を管理する人員を配置し、その運営を配送会社まかせにしないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮益坂地区の開発では、ピーク時車両数による負荷を考慮した地域荷捌き施設を整備する予定としている。 また、地域荷捌き施設の運用時における安全対策に対するご意見については、再開発準備組合に伝えします。

31	<ul style="list-style-type: none"> 計画の趣旨である「歩行者ネットワークの充実」の趣旨に反しないように施設を利用する配送車両が区道 919 号線を通行しないように車両の通行動線を策定すること。併せて、立体道路および区道 919 号線には駐車禁止の措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通管理者の警視庁との調整となりますので、ご意見として承るとともに再開発準備組合にお伝えします。
32	<ul style="list-style-type: none"> A 街区に計画されている巨大建築物の施工にあたっては長時間の工事が見込まれ、この間近隣の住民には多大な苦痛および不便を強いられることとなる。このため、本都市計画案決定の前条件として、建築工事業者と近隣建物との間で交わされる「工事協定書」は近隣住民の意見を十分に反映したものになるように本都市計画を推進する渋谷区役所が支援し、またその後の履行状況の把握を行うことを確約すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承るとともに再開発準備組合にお伝えします。
33	<ul style="list-style-type: none"> 今回の建設において、近隣住人への通達が非常に不十分で、近隣建物においては過半数の住人がこの建設の存在を認知していない状況だと思われまます。また、4 年にも亘る工事である事や南側を完全に塞ぐ形で建設される事は、子供も多く暮らす近隣建物において、その発育への影響も非常に危惧いたします。窓からの景観が人の健康においても重要な要素であると実証されています。渋谷区が区民の健康や生活を脅かすこのような開発を、きちんとした説明もなく推し進めることに遺憾の意を表します。即刻近隣建物の全住人に対して、周知を図ると共にくわしい説明を行い、問題打開の方法について、区民である私達住民と話し合いを行って頂きたいと考えます。渋谷区は区民の健康的な生活を守る事を前提に開発を進めて頂きたいと切に要望致します。 	<ul style="list-style-type: none"> 本開発計画については、再開発準備組合による近隣説明会を開催し、説明していると聞いています。また、渋谷区まちづくり条例第 37 条第 2 項に基づく素案意見交換会を令和 4 年 7 月 21 日から 8 月 2 日まで開催の上、都市計画法 16 条第 1 項、渋谷区まちづくり条例第 37 条第 3 項に基づく原案意見交換会を令和 4 年 9 月 13 日から 10 月 4 日まで開催しております。周知の手続きとしましても、開催案内の配布や区ホームページへの掲載をしておりますが、より丁寧なご案内となるよう検討していきます。今後も、国家戦略特別区域法第 21 条第 3 項に基づき、案の縦覧を行い、意見を募集します。
34	<ul style="list-style-type: none"> 超高層ビルの建設の取り止め。建設予定地に隣接する建物に居住しているため、建設中も建設後も影響を直接受けることになるため、隣接建物の前は低層ビルにするなど、近隣の住環境に配慮した計画にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
35	<ul style="list-style-type: none"> 4 年間のわたる工事期間になるということであるため、早朝、夜間および土日の工事は絶対におこなわないでいただきたい。 (同様意見 2 件) 	<ul style="list-style-type: none"> 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)などの法令を遵守して施工を行うよう、再開発準備組合にお伝えします。
36	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の出入り口は、宮益坂とし、駐車場待機中も含めた騒音がマンション側にあがってこないような設計としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画では、宮益坂から立体道路を経由して駐車場の出入口が設けられております。
37	<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地の後ろ側の道（特別区道第 919 号路線）の交通量の増加しないような計画としていただきたい。また路上駐車ができない仕組みとしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発準備組合からは、交通管理者と協議を適切に行っていると聞いており、特別区道 919 号路線については、一部相互通行により交通利便性を向上する計画になっております。 ご意見として承るとともにいただいたご意見を再開発準備組合にお伝えします。
38	<ul style="list-style-type: none"> 建設後の商業施設からの騒音（施設で使用する音楽や放送など、施設利用者の声）がマンション側に上がってこないような設計にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音について周囲へ影響を及ぼさぬよう配慮した計画を行うよう、再開発準備組合にお伝えします。